

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月30日

【会社名】 株式会社アイチコーポレーション

【英訳名】 AICHI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 三 矢 金 平

【本店の所在の場所】 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10

【電話番号】 (048)781 - 1111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 中 澤 宏

【最寄りの連絡場所】 埼玉県上尾市大字領家字山下1152番地の10

【電話番号】 (048)781 - 1111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 中 澤 宏

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
株式会社アイチコーポレーション名古屋支店
(名古屋市長区大高町字丸の内70番1)
株式会社アイチコーポレーション大阪支店
(大阪市淀川区田川三丁目9番56号)

1 【提出理由】

平成27年6月26日の定時株主総会におきまして、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、三矢金平、三浦治、鈴木卓郎、河合章男、山口信之、稲越紳也、土屋啓一、田上吉夫、鈴木武、小河俊文を選任する。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役として、水野行廣、島田健一、水野忠、古林清を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額3億60百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分は含まない。)と改定する。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役分については取締役会に、監査役分については監査役の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果および賛成割合	
				賛成比率	可否
第1号議案 剰余金処分の件	676,245	1,324	0	99.80%	可決
第2号議案 定款一部変更の件	662,159	15,413	0	97.73%	可決
第3号議案 取締役10名選任の件					
三矢金平	632,209	45,363	0	93.31%	可決
三浦 治	660,491	17,081	0	97.48%	可決
鈴木卓郎	664,536	13,036	0	98.08%	可決
河合章男	664,555	13,017	0	98.08%	可決
山口信之	664,571	13,001	0	98.08%	可決
稲越紳也	663,828	13,744	0	97.97%	可決
土屋啓一	667,837	9,735	0	98.56%	可決
田上吉夫	667,877	9,695	0	98.57%	可決
鈴木 武	655,585	21,987	0	96.76%	可決
小河俊文	663,782	13,790	0	97.96%	可決

第4号議案 監査役4名選任の件					
水野行廣	667,931	9,638	0	98.58%	可決
島田健一	665,197	12,372	0	98.17%	可決
水野 忠	629,988	47,581	0	92.98%	可決
古林 清	661,936	15,633	0	97.69%	可決
第5号議案 取締役の報酬額 改定の件	676,293	1,278	0	99.81%	可決
第6号議案 退任取締役および 退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	619,902	57,667	0	91.49%	可決

(注) 各議案の可決要件は次の通りです。

第1号議案 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

第3号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

第4号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

第5号議案 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

第6号議案 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。